

千早二丁目町会会則

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は千早二丁目町会と称す。
第 2 条 本会の事務所は町会長宅に置く。
第 3 条 本会は東京都豊島区千早二丁目を区域とし、同所に居住または事務所を有し、会費を納入するもの（以下、会員と称す）をもって組織する。

第 2 章 目的及び事業

- 第 4 条 本会は会員相互の親睦と福祉を図ると共に明朗健全な町を建設することを目的とする。
- 第 5 条 本会は第 4 条の目的を遂行するために次の部を置く。
1. 業務部
本町会を 6 地区に区画し部長を置き、各地区会員を把握、町会業務の円滑な運営に努める。
 2. 防火防災部
区役所、消防署に協力し、町内の防火防災意識の高揚及びこれに関する器具の整備に当たる。
 3. 社会文化部
会員の福利厚生を図ると共に文化的諸事業に積極的に参加し、社会文化の向上と明朗健全な町づくりに貢献する。
 4. 交通部
警察署、交通安全協会に協力し町内交通事故発生の根絶を期す。
 5. 青少年部
第八地区青少年育成委員会に協力し各種の行事に参加し、青少年の健全なる環境づくりと非行の防止に当たる。
 6. 環境衛生部
区役所及び保健所に協力し町内の環境保健衛生の施策に当たる。また、資源ゴミ等の施策に当たる。
 7. 防犯部
警察署、防犯協会に協力し町内に防犯の啓蒙運動を展開及び防犯灯を整備し、その組織を強化する。
 8. 祭典部
町会主催の祭事等の施策に当たる。
 9. 広報部
ホームページを管理し、町会の諸行事等を広報する。
 10. 総務部
町会役員会及び総会に関わる議事運営をする。その他に関わることは、その都度協議する。

第 3 章 役員

第 6 条 本会に次の役員を置く。

1. 会 長 1 名
2. 副 会 長 若 干 名
3. 会 計 2 名
4. 部 長 各部 1 名
5. 会 計 監 査 2 名
6. 運 営 委 員 各地区若干名

上記役員の任期は2年とし留任を妨げない。補欠により就任した役員は前任者の残存期間とする。尚、役員のほか各番地に班長を置き、会員との連絡や、会費の徴収などを委嘱することができる。班長は持ち回り、あるいは適宜交代して務めることを妨げない。

第 7 条 役員を選出方法は次のとおりとする。

1. 会長は役員会にて適任者を推薦し総会において決定する。
2. 副会長及び会計は運営委員の互選とする。
3. 運営委員は役員会において推薦し総会の承認を得る。
4. 部長は会長・副会長の推薦により役員会で決定する。
5. 会計監査は総会において選出する。

第 8 条 役員の仕事は次のとおりとする。

1. 会長は会務を統括し本会を代表する。
2. 副会長は会長を補佐し会長に事故あるときはこれを代行する。
3. 会計は経理を司る。
4. 部長は、業務、防火防災、社会文化、交通、青少年、環境衛生、防犯、祭典、広報、総務等各々の部を統括する。
5. 運営委員は本会の運営に当たるほか、各部副部長や部員としての業務の遂行に当たる。
6. 会計監査は本会の会計について適正な監査を行い、総会に報告する。

第 4 章 顧問及び相談役

第 9 条 本会は顧問及び相談役を置くことができる。

顧問及び相談役は、本会功労者及びそれに準ずる方より、役員会の承認を得て会長がこれを委嘱する。

顧問及び相談役は会長の諮問機関とし会長の招請により会議に出席し、また会の健全なる発展のため随時意見を述べることができる。

第 5 章 会 議

- 第 10 条
1. 定期総会は毎年おおむね5月開催とし必要ある場合は臨時総会を開くことができる。
 2. 総会は開催の5日前までに会長名をもって会員に告知する。告知は掲

示板への掲示、ホームページへの掲載及び、会員への回覧による。告知に当たってはあらかじめ議案を開示し、会員は総会への出席及び役員を通じて意見を表明する。そうした意思表示がない場合は総会議長へ委任したものとみなされる。

3. 会議の議決は多数決による。

第 11 条 定期総会は次の件を審議する。

1. 決算報告
2. 予算の承認
3. 事業報告及び計画
4. 会則の改廃
5. 役員を選出
6. その他重要事項の審議

第 12 条 役員会は原則毎月 1 回開催され、役員半数以上の出席を以て成立する。また、会長が必要と認めるときは臨時に役員会を招集できる。

第 6 章 会 則

第 13 条 本会の経費は会費、寄付金その他の収入を以てこれを賄う。

第 14 条 会費は一世帯月額 100 円以上とし前納とする。

第 15 条 本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終る。

附 則

第 16 条 本会則に明記していない事柄に関しては役員会の評議を経て処理する。

第 17 条 本会則は総会の決議に寄らなければ変更することができない。

第 18 条 本会則は令和 6 年 5 月からこれを施行する。

1959 年（昭和 34 年）3 月制定

1986 年（昭和 61 年）4 月改正

1991 年（平成 3 年）5 月改正

2003 年（平成 15 年）5 月改正

2024 年（令和 6 年）5 月改正

※祭典部、広報部、庶務部改め総務部を追記

内 規

第 1 号 会員中に弔事又は災難のあった場合は弔慰又は見舞金として下記に掲げる金額を贈呈する。

1. 会員世帯主及び同居の家族 一金 5,000 円
2. 前記以外不時の災害等に関してはその都度役員会において協議する。

第 2 号 役員が下記の一にあたるときは褒賞する。

1. 町会運営に尽力し、功績顕著と認められた永年勤続 20 年の者。
2. その他褒賞の必要と認められる場合は附則第 16 条による。
3. 褒賞は賞状、記念品とする。